

一般社団法人静岡県設備設計協会委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人静岡県設備設計協会（以下「本法人」という。）の定款第43条の規定に基づいて設置する委員会（以下「委員会」という。）の任務等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 本法人の事業に関して企画、調整等を行うこと。
- (2) その他、本法人の運営に関して理事会に対して意見を述べること。

(委員会)

第3条 委員会は、次に掲げるとおりとする。

(1) 常任委員会

- ① 総務委員会
- ② 技術委員会
- ③ 広報委員会

(2) 特別委員会

2 常任委員会の任務は、会長が各委員長と協議して別に定める。

3 理事会は、特別かつ重要な事項について検討が必要な場合、特別委員会を設けることができる。

(委員)

第4条 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任し会長が委嘱する。

2 委員は、15名以内とする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

5 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまで、なおその職務を行うものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名以上を置き、委員のうちから互選により選出する。

2 委員長は、委員会の会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ、委員長が随時招集する。

2 委員長に事故があるときは、副会長が随時招集する。

(活動記録)

第7条 委員長は、会議や講習会の開催等の活動を行った都度、活動の概要を記載した活動記録を作成し、理事会へ提出するものとする。

(事務)

第8条 委員会の事務は、本法人の事務局が行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人静岡県設備設計協会の設立登記のあった日から施行する。

2 この規程は、平成29年4月28日から施行する。